名目国内総生産（季節調整系列）　（前期比）

（単位：%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス純輸出	財貨・サービス輸出	財貨・サービス輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス輸出（除FISIM）	財貨・サービス輸入（除FISIM）
2013/ 10- 12.	0.1	0.6	0.6	0.7	3.7	1.1	(-0.0)	0.2	2.7	(0.0)	(-0.7)	1.6	4.8	0.2	1.9	0.2	0.7	1.6	4.8
2014/ 1- 3.	1.5	2.1	2.1	2.4	2.5	7.6	(-0.4)	0.6	-1.6	(0.0)	(-0.5)	5.3	6.6	1.2	4.7	1.6	2.1	5.3	6.6
4- 6.	-0.1	-3.2	-3.4	-4.0	-8.0	-4.4	(1.2)	0.8	1.9	(-0.0)	(1.4)	-0.5	-6.9	0.1	-3.5	-0.1	-3.4	-0.5	-6.9
7- 9.	-0.8	0.4	0.3	0.4	-6.8	-0.9	(-0.7)	0.6	2.8	(0.0)	(-0.4)	2.7	4.3	-0.3	-0.3	-0.8	0.3	2.7	4.3

＊（ ）内の数値は寄与度。

＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４６６３号

大阪府東大阪市川田２丁目７番21号　ＯＫＢマンション402号

債務者　Ｗ―ＳＴＹＬＥ　ＹＡＭＡＩＣＨＩこと　山田　一之

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井　康生

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後３時

5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９６号

大阪府守口市大枝北町４番13号

債務者　サンユウ商事こと　谷山　久雄

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後３時

5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９７号

大阪府守口市大枝北町４番13号

債務者　谷山　容子

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後３時

5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６８号

大阪市東住吉区鷹合１丁目１番１号株式会社佳奈服装

債務者　角屋　智久

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　髭野　淳平

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９８号

堺市堺区協和町４丁351番地　東団地18号館201号

債務者　福井　典子

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大石　歌織

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８６１号

大阪府羽曳野市野々上２丁目23番８―102号

債務者　福田　隆幸

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９８号

堺市北区東三国ヶ丘町１丁１番４―308号

債務者　小嶋　靖夫

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９９号

堺市北区東三国ヶ丘町１丁１番４―308号

債務者　小嶋さき子

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６５号

熊本市中央区小沢町19番地１　606号　ＵＣレジデンス小沢町、前住所熊本市中央区本荘５丁目２番15―301号　コアマンション

債務者　川西　ゆり（旧姓本田）

1　決定年月日時　平成26年11月19日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前10時

5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２９号

奈良市四条大路３丁目４番39―203号

債務者　森田　一成

1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前11時

5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１２６号

京都府綾部市栗町平田31番地

債務者　大山龍夫こと　金　龍夫

1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　加古　尊温

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４１号

広島県江田島市江田島町津久茂１丁目11番40号

債務者　水原　久成

1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　加藤　之拓

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午後１時50分

5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　広島地方裁判所呉支部